

第12 税の減免等を受けるには

1 相談の窓口

(1) 国 税

機 関 名	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
奈良税務署	〒630-8567 奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742-26- 1201	奈良市、大和郡山市、天理市、 生駒市、生駒郡
葛城税務署	〒635-8503 大和高田市西町1-15	0745-22- 2721	大和高田市、橿原市、五條市 御所市、香芝市、葛城市 高市郡、北葛城郡
桜井税務署	〒633-8555 桜井市粟殿185-4	0744-42- 3501	桜井市、宇陀市、磯城郡 宇陀郡、山辺郡
吉野税務署	〒639-3194 吉野郡吉野町丹治200-1	0746-32- 3385	吉野郡

※自動音声でご案内します。税務署へ相談でお越しになる場合は事前に予約が必要です。

(2) 地 方 税

ア 各市町村役場【16～17頁参照】

イ 県税事務所等
事業税について

機 関 名	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
奈良県税事務所	〒630-8113 奈良市法蓮町757 (県奈良総合庁舎内)	0742-20- 4533	奈良市、大和郡山市、天理市 生駒市、山辺郡、生駒郡
中南和県税事務所	〒634-8506 橿原市常盤町605-5 (県橿原総合庁舎内)	0744-48- 3004	大和高田市、橿原市、桜井市、 五條市、御所市、香芝市、 葛城市、宇陀市、磯城郡、宇 陀郡、高市郡、北葛城郡、吉 野郡

自動車税（環境性能割、種別割）、軽自動車税（環境性能割）について

機 関 名	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
自動車税事務所 自動車税第一課	〒639-1184 大和郡山市満願寺町60- 1 (県郡山総合庁舎内)	0743-51- 0081	県内全域 (自動車税環境性能割、軽自動車 税環境性能割は自動車税第二課)
自動車税事務所 自動車税第二課	〒639-1037 大和郡山市 額田部北町981-8 (株)奈良県自動車会館内)	0743-57- 0300	

軽自動車税（種別割）については各市町村役場にお問合せください。

令和元年10月1日より自動車取得税が廃止され、自動車税（軽自動車税）に環境性能割及び種別割が導入されました。

2 税の減免等について

(1) 国 税

窓 口	税 務 署
-----	-------

区分	種 類	内 容	金 額
所 得 税	障害者控除	居住者又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 一般の障害者：身障手帳3～6級 療育手帳B1(中度)・B2(軽度) 精神障害者保健福祉手帳2～3級 特別障害者：身障手帳1～2級 療育手帳A1(最重度)・A2(重度) 精神障害者保健福祉手帳1級 	所得控除 <ul style="list-style-type: none"> 一般の障害者の場合 1人につき27万円 特別障害者の場合 1人につき40万円
		同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、自己又は自己の配偶者若しくは自己と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている者である場合	所得控除 <ul style="list-style-type: none"> 同居特別障害者の場合 1人につき75万円
相 続 税	相続における障害者控除	相続により財産を取得したとき、相続人が障害者の場合は85歳に達するまでの年数により、税額から控除	税額控除 1年につき10万円 (特別障害者は20万円)

(2) 地 方 税

種 類	内 容	金 額	窓 口
住 民 税	前年中の合計所得金額が135万円以下の障害者	非 課 税	市 町 村 役 場
	障害者控除(特別障害者控除及び同居特別障害者控除) 所得税の障害者控除(特別障害者控除及び同居特別障害者控除)の要件に同じ	<ul style="list-style-type: none"> 障害者控除 26万円 特別障害者控除 30万円 同居特別障害者控除 53万円 	

種 類	内 容	金 額	窓 口																																					
事 業 税	重度の視力障害者（失明者又は両眼の視力0.06以下の者）が行うあんま、はり、きゅう、その他の医業に類する事業	課税対象外	県 税 事 務 所																																					
自 動 車 税 種 別 割※	<p>【減免の対象となる自動車】</p> <p>①障害者本人が所有（取得）し、自ら運転する自動車</p> <p>②障害者本人が所有（取得）し、専ら当該障害者の用（通学、通院、通所、生業）に供するため、当該障害者と生計を一にする者、若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車</p> <p>※減免できる自動車は、障害者の方1人について1台（軽自動車を含む）です。</p> <p>※18歳未満の障害児（身体・知的・精神）及び知的障害者・精神障害者の場合は「障害児（者）と生計を一にする方」が「所有者」でも対象となります。</p> <p>【減免できる範囲】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">障 害 の 区 分</th> <th colspan="2">障 害 の 級 別</th> </tr> <tr> <th>障害者本人が運転</th> <th>生計同一者・常時介護者が運転</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 覚 障 害</td> <td>1 級から4 級までの各級</td> <td>1 級から4 級までの各級</td> </tr> <tr> <td>聴 覚 障 害</td> <td>2 級及び3 級</td> <td>2 級及び3 級</td> </tr> <tr> <td>平 衡 機 能 障 害</td> <td>3 級</td> <td>3 級</td> </tr> <tr> <td>音 声 機 能 障 害</td> <td>3 級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上 肢 不 自 由</td> <td>1 級及び2 級</td> <td>1 級及び2 級</td> </tr> <tr> <td>下 肢 不 自 由</td> <td>1 級から6 級までの各級</td> <td>1 級から3 級までの各級</td> </tr> <tr> <td>体 幹 不 自 由</td> <td>1 級から3 級までの各級及び5 級</td> <td>1 級から3 級までの各級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1 級及び2 級</td> <td>1 級及び2 級</td> </tr> <tr> <td>下肢機能</td> <td>1 級から6 級までの各級</td> <td>1 級から3 級までの各級</td> </tr> <tr> <td>心 臓 機 能 障 害</td> <td>1 級及び3 級</td> <td>1 級及び3 級</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	障 害 の 区 分	障 害 の 級 別		障害者本人が運転	生計同一者・常時介護者が運転	視 覚 障 害	1 級から4 級までの各級	1 級から4 級までの各級	聴 覚 障 害	2 級及び3 級	2 級及び3 級	平 衡 機 能 障 害	3 級	3 級	音 声 機 能 障 害	3 級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		上 肢 不 自 由	1 級及び2 級	1 級及び2 級	下 肢 不 自 由	1 級から6 級までの各級	1 級から3 級までの各級	体 幹 不 自 由	1 級から3 級までの各級及び5 級	1 級から3 級までの各級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び2 級	1 級及び2 級	下肢機能	1 級から6 級までの各級	1 級から3 級までの各級	心 臓 機 能 障 害	1 級及び3 級	1 級及び3 級		減 免	自動車税事務所 自動車税第一課 または 自動車税第二課
障 害 の 区 分	障 害 の 級 別																																							
	障害者本人が運転	生計同一者・常時介護者が運転																																						
視 覚 障 害	1 級から4 級までの各級	1 級から4 級までの各級																																						
聴 覚 障 害	2 級及び3 級	2 級及び3 級																																						
平 衡 機 能 障 害	3 級	3 級																																						
音 声 機 能 障 害	3 級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)																																							
上 肢 不 自 由	1 級及び2 級	1 級及び2 級																																						
下 肢 不 自 由	1 級から6 級までの各級	1 級から3 級までの各級																																						
体 幹 不 自 由	1 級から3 級までの各級及び5 級	1 級から3 級までの各級																																						
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び2 級	1 級及び2 級																																					
	下肢機能	1 級から6 級までの各級	1 級から3 級までの各級																																					
心 臓 機 能 障 害	1 級及び3 級	1 級及び3 級																																						

種 類	内 容		金 額	窓 口	
自動車税種別割※	障害の区分	障害の級別		減 免	自動車税事務所 自動車税第一課 または 自動車税第二課
		障害者本人が 運転	生計同一者・ 常時介護者が 運転		
	じん臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級		
	呼吸器機能障害	1級及び3級	1級及び3級		
	ぼうこう又は直腸 の機能障害	1級及び3級	1級及び3級		
	小腸機能障害	1級及び3級	1級及び3級		
	ヒト免疫不全ウイル スによる免疫機 能障害	1級から3級 までの各級	1級から3級 までの各級		
	肝臓機能障害	1級から3級 までの各級	1級から3級 までの各級		
	知的障害	療育手帳A1（最重度） A2（重度）			
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級 及び自立支援医療受給者証の 交付を受けていること。				
自動車税 環境性能割 軽自動車税 環境性能割 ※	自動車税種別割※の減免要件に同じ		減 免	自動車税事務所 自動車税第二課	
軽自動車税 種別割 ※	減免の取り扱いについては、各市町村にお問い合わせください。		減 免	市町村役場	

※令和元年10月1日より自動車取得税が廃止され、自動車税（軽自動車税）に環境性能割及び種別割が導入されました。

くわしくは担当窓口へお問い合わせください。